

Hue-Tam Ho Tai and Mark Sidel eds.,

*State, Society and the  
Market in Contemporary  
Vietnam: Property, Power  
and Values.*

Abingdon: Routledge, 2013, xix+249 pp.

さか た しゅう ぞう  
坂 田 正 三

はじめに

本書は、ベトナムにおけるさまざまな「property」をめぐる対立や衝突、そしてその解決の事例に対して、政治学、人類学、歴史学の専門家が各領域からアプローチし、その特徴を分析したものである。propertyは幅広く複雑な概念であり、一語で日本語に訳すことは意外に難しい（そのため、本稿では英語のまま記す）。本書では明示的な定義は示されていないが、本書の考察の対象には、土地や家屋、森林だけでなく、労働力や伝統芸能、野生動物なども含まれている。propertyとその所有権が問題となるのは、ベトナムに限ったことではないだろう。しかし、「社会主義志向の市場経済」という特殊な経済管理・運営の原則、計画経済からの移行国かつ発展途上国ゆえの各種制度の未成熟さ、そして強固な農村社会と急速な都市化の進行のコントラストといったベトナムの固有性をもっとも色濃く反映されるテーマでもある。

本書のサブタイトルを見てまず思い出される出来事は、2012年1月にハイフォン省ティエンラン県で起きた、「ティエンラン事件」と呼ばれる傷害事件である。これは、地方政府による土地の強制収用に抵抗した水産養殖業者らが地元警察官を襲撃し6人に重症を負わせたという事件であるが、事件はただの傷害事件に終わらず、ベトナム中が経緯を見守る大事件に発展した。事件後、法的な権利を無視して強制的に土地収用を進めた県当局の暴走や県の幹

部が絡む利権の存在などが次々と明らかになり、地元住民や人権派ブロガーなどが非難の声を上げた。地元住民と県当局との間の仲裁のためにグエン・タン・ズン首相までが乗り出した。結局、水産養殖業者に実刑判決が下ったばかりでなく、県人民委員会的主席、副主席も解任される事態となった。

本書は2009年にハーバード大学で開催された「Property and Property Rights in Vietnam」という国際ワークショップにおける報告をまとめたものであり、挙げられている事例はティエンラン事件以前の出来事である。ティエンラン事件が発生する前にアカデミアたちが世界中から集まり類似の問題を議論していたという事実は、この事件が決して突発的な衝突ではなく、ベトナムが抱えてきた構造的な問題の発露であったことの証左ともいえよう。本書各章の分析は、なぜティエンラン事件はその仲裁に首相が担ぎ出される大事件に発展したのかを理解する上でも大きな助けとなる。

本書の内容

本書は、第I部「土地、労働と国家」(Land, labor and the state)、第II部「所有権と所有権をめぐる紛争」(Property rights and property disputes)、第III部「無形資産」(Intangible property)の3部構成を取り、10編の論考に加え序章と終章から成る。本書は、時期としては11世紀から2000年代まで、地域的には北部の山岳少数民族居住地域から南部のメコンデルタまでをカバーしている。本書は編成の基準や章の並び順の根拠が不明確であるので、以下では本書の構成を無視してその内容を紹介していく。

まず、本書のいくつかの章は、国家建設に必要な土地と労働力と国家とのかかわりの歴史を俯瞰し、今日のpropertyをめぐる諸問題が歴史的にみて新しい事象ではないことを示す。まず第1章では、フランス植民地期のメコンデルタの干拓事業の頃から、インフラ整備などの政策の失敗により移住農民は困窮を極めていた事実が掘り起こされている。そして、独立後には農業の集団化実現のために農村で労働力の過剰な徴用が起り(第2章)、さらに、都市インフラ建設のための土地収用に際し、植民地期から現在に至るまで立ち退きのトラブルが必ず付きまわってきたなど(第6章)、propertyをめぐる政策

や国家介入の負の歴史が明らかにされている。

今日においてpropertyをめぐる国家と地域社会が対峙しトラブルが発生する典型的な例が、インフラ建設にともなう土地収用の問題であり、第3章、第5章のハノイの道路拡張の事例や、第7章のハイフオンの都市整備工事の事例で、立ち退きを強いられる住民と地方行政との対立の様子が描かれている。立ち退きにもなう問題が発生した場合、裁判所は極力裁判による決着を避けようとし、当事者間で「理性と情」(104ページ)といったローカルな規範による決着を求めるといふ。しかし、収用後の土地利用権の不正な取引など、地方の党・政府幹部による汚職が絡む場合も多く、住民たちは地方政府の提示するとおりの解決を望まず、さまざまなかたちで抵抗を試みる。住民自らの抵抗に限界がある場合は、中央政府やメディアに働きかけることにより、地域政府幹部の不正を暴き、住民に有利な解決に導く場合もある。ただし、立ち退き問題を国家対住民(地域社会)といった単純な構造で捉えるべきではない。立ち退きに明確に抵抗する住民がいる一方で、国家主導の地域発展を歓迎する者もいる。第3章は、立ち退きが地域社会の分化と新たな地域社会の創造が行われる契機となる場合もあると積極的に評価している。

北部の森林保護を扱った章(第4章)と無形資産に関する章(第8章～第10章)は、地域の共有財に所有権が付される過程と、そこから生じる問題に焦点を当てる。第4章では、北部山岳地域のホアビン省で、ドイモイの開始により森林の居住者に土地使用権を付与したことが森林破壊を招いた事例を取り上げている。計画経済時代には国家(国有企業)が森林伐採を行い、この地域に住む少数民族たちが、伐採後の森林を共同で持続的に使用・管理してきた。計画経済時代が終わると、国家は土地を私有化(正確には使用権の付与)し、私有地の範囲内での森林保護の責任を個々の住民に課した。しかし住民たちは自らの私有地の木を過剰に伐採し、森林資源は枯渇してしまった。資源の私的所有の経験がなく、かつ他人の所有物となってしまった土地へのアクセスを絶たれた少数民族たちは、与えられた土地の資源を過剰に収奪することでしか生計維持の方法を見出せなかったのである。

一方、第10章は、中部高原の森林で絶滅危惧種

の大型哺乳動物サオラが「発見」されたことで、少数民族の住民たちが生計手段を失って困窮化する事例を紹介している。サオラが海外の専門家により発見されるまで、森の住民たちは森林資源を共有財として持続的に利用(サオラ猟を含む!)していた。しかし、潜在的なサオラ居住区が自然保護区に認定されると、サオラを含む一切の狩猟活動と森林伐採、さらには自然保護区への立ち入りも禁止され、彼らは生計の手段を失ってしまった。

第8章は、17世紀のハノイの農村で、知的財産という概念が既に存在していた事実を紹介する。これは、「カーチュー」という伝統的な歌や踊りを祭りの際に村の祠の前で披露する権利を個人に付与するという制度であり、権利の売買も行われていた。内戦による経済的混乱を解消するため、富裕層から資金を調達する制度として始まったという。しかし、このカーチューがハノイの隣、バクニン省の伝統芸能である「クアンホ」や中部高原の「ゴングの文化的空間」とともにユネスコの世界無形遺産に認定されると、農村住民の暮らしとは切り離された文化パフォーマンスとなってしまった。これら伝統芸能の歴史や文化的価値の承認は「専門家」の手にゆだねられ、金銭的利益の管理は地元住民たちの手を離れ、文化情報省により担われることとなった(第9章)。

## 本書の評価

本書は、国家、社会、市場という主体間でpropertyの価値に対する評価がそれぞれ異なり、そしてその価値決定と所有権の付与において各主体間のパワーバランスが影響することをさまざまな問題の根源とみている。すなわち本書は、ベトナムの国家と社会の関係、より端的にいえば、国家が強いのか社会が強いのかという、ベトナム政治史や現代政治研究で盛んに取り上げられてきた議論に連なる問題意識を共有しているといえる。

これまで、農村社会の研究では、社会が国家を包摂し重要な政策にも社会の意思が反映されるという議論[古田1996; Kerkvliet 2005]や、国家は農村社会の伝統を内在化する機能を有しているという議論[古田2013]があった。一方、都市社会研究では、「国家の中から市民社会が生まれる」(社会運動を指

導するのがしばしば元党幹部であるため)といった議論 [Heng 2004] が代表的である。本書は、これらのいずれの議論に与するかについて立場を明らかにしているわけではない。本書の主たる主張は、ベトナムの国家による統治には一貫して「あいまいさ」(fuzziness)の原則が組み込まれていた、というものである(10ページ)。これは、ベトナムの国家と社会の関係性を形づくるのは、国家と社会の間の「仲裁の空間」(mediation space)においてであるというデビッド・コウの議論 [Koh 2006] と重なるものであるといえよう。本書は明示的にコウの議論との関連を述べているわけではないが、この「あいまいさ」が「仲裁の空間」の形成に寄与していると理解すれば、コウの議論から一歩踏み込んだ、国家と社会の関係形成のメカニズムの解明に貢献するものであると本書を評価することができる。

本書では、この「あいまいさ」の対象をそれぞれあいまいにしているが、評者なりに整理をすれば、本書が問題にしているのは、国家によって所有権があいまいなままにされたpropertyの存在と、property管理における国家の役割のあいまいさであると解釈できる。

まず、国家が一部のpropertyの所有権をあいまいにしてきたという指摘についてである。このあいまいさの原則は、独立後の社会主義計画経済体制の建設過程においてむしろ戦略的に用いられていたという指摘は興味深い。たとえば、計画経済時代には原則的に国家所有となっていたはずの森林は、実は地域住民の間で共有財として使用されていた。また、農業集団化の過程で農民が過剰な労働を強いられ疲弊していくのは、農民が動員される労働が奉仕活動としてなのか、賃金労働なのかあるいは住民の義務としての強制労働なのかを国家の側があいまいにし、さらに中央政府と地域社会(地方政府と民族解放戦線)双方が重複して農民を徴用した結果であったという。計画経済時代のハノイでも、土地・家屋の取引と監視の住民による自主管理があり、ハノイの公営住宅不足を補う措置として地方政府幹部もそれを支援していた(107~108ページ)。これらの事例は、社会主義国家建設がイデオロギーに根ざした厳格な国家所有原則の貫徹を志向していた、というわれわれの先入観に反するものである。計画経済はその前提となる資本の国家一元管理という段階から

限界を抱えていたという見方もできるだろう。

その一方で、ドイモイの開始により、市場の力が所有権のあいまいさの余地を縮小させてしまった。第4章の事例では、森林資源の独占的使用権があいまいさを容認していた国家から市場原理にさらされる個人へ移譲されたことが森林破壊の要因となった。また、本書では、ローカルなpropertyが国家により「コモディティ化」(141ページ)されることで新たな価値が付与される事例を紹介している。土地を不動産に、村の伝統芸能を世界的に承認された文化遺産に、そして森の動物を学術研究対象の絶滅危惧種に、といった具合である。国家によるpropertyの一元管理体制が崩壊した後に、この「コモディティ化」により、これらの所有権が国家に収奪されてしまうのは皮肉である。

次に、propertyの管理における国家の役割のあいまいさへの指摘についてである。国家の権限が部分的に社会の側に付与され、地域社会の管理者に一定の裁量が与えられてきたと言い換えることもできよう。たとえば土地に関していえば、現行の土地法は、土地が「全人民所有」であり、国家が土地を管理するというソビエト・モデルの原則をいまだ踏襲しているものの、土地の管理者としての国家の権限にはあいまいさが残る。土地の目的外転用の認可、土地収用際の価格決定、収用の手続きなどで、地方政府の裁量は大きい。

第5章と第7章の住民立ち退きの事例では、この権限のあいまいさこそが汚職の温床となっていると指摘する。国家から裁量を与えられた地方政府が恣意的に付与する土地の価値(立ち退き住民への補償額)は、潜在的な市場価値より低くなりがちである。そして、多くの場合、その差額により発生するレントが党・政府幹部の懐に入るような根回しが、土地収用問題が立ち上がる段階で既に済んでいる。立ち退きを強いられる住民たちが怒りをぶつけるのは、彼らが被る経済的損失に対してというよりも、むしろこの不公正に対してなのである。上述のティエンラン事件の背景となる構造的な問題はここにある。

一方、この国家の権限のあいまいさは、「国家と社会のあいまいな線上に立つ」(10ページ)地方の党・政府幹部に、地域住民の利益のために行動する裁量も与える。本書の立ち退き事例では、彼らは国

家権力と対峙し、汚職という地域社会を超えた問題にメスを入れる行動をとっている。国家管理のあいまいさにより生み出された、コウのいう「仲裁の空間」では、彼らは利己的にも利他的にもふるまうことが可能になる。

最後に、紛争の仲裁メカニズムへの評価に関して、評者が若干の違和感を覚える点について触れておきたい。本書は、裁判所が土地紛争への関与を極力避け、当事者同士でローカルな規範に基づく決着を促す実態を、党の管理下に置かれた司法制度の「弱さ」ゆえと結論付ける。しかし、propertyをめぐる紛争は、司法・裁判制度が整っている日本や先進国でさえ必ずしも裁判所によって決着されるわけではなく、代替的紛争処理 (Alternative Dispute Resolution: ADR) の制度は多くの国で見られる（詳しくは小林・今泉 [2002] 参照）。紛争仲裁における「あいまいさ」を、単純に制度整備の遅れと捉えるべきではないだろう。今後さらに近代化していくであろうベトナムの国家統治体制のなかで、司法制度に限らず、この「あいまいさ」がどの程度維持され、どの程度国民の支持を得るのか。興味深い今後の研究課題である。

## 文献リスト

〈日本語文献〉

- 小林昌之・今泉慎也編 2002. 『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所。  
古田元夫 1996. 『ベトナムの現在』講談社。  
—— 2013. 「ベトナムにおける社会主義とムラ」南塚信吾ほか『人々の社会主義』有志社。

〈英語文献〉

- Heng, Russel H.K. 2004. "Civil Society Effectiveness and the Vietnamese State: Despite or Because of the Lack of Autonomy." in *Civil Society in Southeast Asia*. ed. Lee Hock Guan. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.  
Kerkvliet, Benedict J.T. 2005. *The Power of Everyday Politics: How Vietnamese Peasants Transformed National Policy*. Ithaca, NY: Cornell University Press.  
Koh, David W.H. 2006. *Wards of Hanoi*. Singapore: Institute of Southeast Asia Studies.

(アジア経済研究所地域研究センター)